

総務警察委員会記録

開催日時 平成27年9月10日(木) 13:03~14:57

開催場所 第1委員会室

出席委員 9名

粒谷 友示 委員長
山村 幸穂 副委員長
亀田 忠彦 委員
松本 宗弘 委員
川田 裕 委員
西川 均 委員
中野 雅史 委員
田尻 匠 委員
山本 進章 委員

欠席委員 なし

出席理事者 野村 総務部長
長岡 危機管理監
一松 地域振興部長
辻本 南部東部振興監
福井 観光局長
羽室 警察本部長
高井 警務部長
藤本 生活安全部長
萬谷 刑事部長
大森 交通部長
福田 警備部長 ほか、関係職員

議 事

- (1) 9月定例県議会提出予定議案について
- (2) その他

〈質疑応答〉

○粒谷委員長 ありがとうございました。

それではただいまの説明、報告またはその他の事項も含めて、質疑あればご発言を願います。

○川田委員 まずエネルギーのことについてお伺いしたいのですが、自然エネルギー、これはみんなが賛成するところが多いと思うのですが、奈良県としては原発を推進するか停止するか、その方向性はどのような見識をお持ちなのですか。まず、そこからお聞かせください。

○一松地域振興部長 原子力発電につきましては、福島第一原子力発電所で深刻な事故が起きたことを踏まえまして、長期的には発電に占める原子力発電の比率、依存度はできるだけ下げる方向で我が国は努力し、再生可能エネルギー等の多様なエネルギー源の探求をすべきという考えでおります。

奈良県としては、原発立地県でないことから、奈良県として電力の需要と供給の両面からできることを精いっぱい取り組んでいきたいという考えでおります。

○川田委員 答弁としてはそうなるかと思うのですが、まず、エネルギー政策は国の事務ですが、ただ、都道府県においてもこういった自然エネルギーの発電ということで取り組みが全国的にもふえているのですが、この自然エネルギーをふやすことは我々も賛成ですが、ただ、議論の一点にならないのが、やっていくことによって電力金額が必ず高くなるということは間違いのないのです。資源エネルギー庁関係にもこの間聞いてきましたが、今までは4分の1ずつ、原発4分の1、火力4分の1ということで、4分割計画で行われている。自然エネルギーをふやす分について、代替エネルギーも必要である。ということは、これは国の政策にとって大きく整合性が必要な計画であるということになってきますね。今、国の計画とどのような整合性、協議が行われているのですか。

○平田エネルギー政策課長 国では、本年に入りましてエネルギーミックスということで電源構成比を公表されております。その中で、再生可能エネルギー、原子力発電、それぞれ比率を出されております。奈良県もその比率に左右されるわけではないのですが、やはり国も一定再生可能エネルギーを推進するということが数字が出されておりますので、奈良県も、現行の奈良県エネルギービジョンにおきましても再生可能エネルギーの導入促進というのは目標に掲げておりますが、次期の（仮称）第2次エネルギービジョンにつきましても、やはり導入促進について国のエネルギーミックス等も参考にしながら、導入の促進について進めていきたいと考えております。以上です。

○川田委員 先ほどエネルギーの自給力を高めるということで、自然エネルギーの発生装

置を広げていくことになりましたら、その代替も必要になってくるのではないですか。国のエネルギー政策も必ず代替もつくっていますよね。1つくったら別の1の代替をつくっている。これが今現在、日本国におけるエネルギー政策です。自給的にやるということはその代替もつくっていく計画になってくると思うのですが、そのあたりはいかがですか。

○平田エネルギー政策課長 代替、かわりにということですね。

奈良県の場合、奈良県内でのエネルギーの供給源をつくるとなりますと、やはりいろいろな土地の制約などがございまして、奈良県内で、例えば火力発電所、水力発電、大きなダムをつくったりということはなかなか難しいので、奈良県の地域の特性に合った、奈良県内の自然を利用した、太陽光パネルにつきましても大きなメガソーラーは無理でも小さなもの、あるいは水力発電でもこの地域でできるものという形で考えておりますので、申しわけございません、その代替という意味が、私今よく把握できていないのですが、奈良県の地域の特性を生かしながらできるものを拡充していきたいと考えております。以上です。

○粒谷委員長 代替の具体的中身はどういうことか。

○川田委員 代替というか、火力発電を1台つくったら、代替でもう1台必要ですね。1台だけつくって、それで回して電力を送るというだけではなくて、必ず代替エネルギーが用意されているのです。そして、片方がとまっても代替のエネルギーで供給できるということで。供給がとまってしまったら日本国は経済、エネルギーがない国ですから、それは必ず保障されいるという計画で今現在行われているというのが、今当たり前の話でありましてね。だから、自給的にやられるということなので、そういった代替のエネルギーの分も同時に考えていらっしゃるのか、それとも奈良県だけで取り組めることだけ取り組もうと、その分については電力供給は行うけれども、代替のほうは国にお任せしているということなのか、その確認をとりたかったということです。

○粒谷委員長 今、奈良県の中で火力発電があるのですか、ないのですか、ないのですね。その辺の奈良県の実情の話をしていただければいいと思います。

○平田エネルギー政策課長 先ほども申しましたが、やはり奈良県の中ではなかなか大きな発電所、火力、原子力もですが、ありませんので、奈良県内で使う電力を全て奈良県の中で供給することは無理だと考えております。ただ、例えば福井県なり、いろいろな他府県からの供給源を使うにしても、奈良県内でできるだけ供給するところはして。もう一つはやはり使う側もできるだけ省エネをして、使う側も抑えながら需給のバランスをとって

いけるような形にしたいと考えております。以上です。

○川田委員 また改めて聞きます。

ただ、1点だけ最後お願いしたいのが、この自然エネルギーをふやすのはもちろん構わないし、原発を我々もフェードアウトしていこうと公約等も上げていたのですが、必ず議論が一つ抜けているのが、この自然エネルギーをふやしていくになれば、電力金額は間違いなく高くなりますよということを県民に対してもっと啓発も行っていかなければいけないと思うのです。ただ、自然だ、きれいだ、いいんだ、それだけで終わっていたらエネルギー政策はもたない。国の資源エネルギー庁もはっきり言っていますから。だから現実を県民に訴えて、説明していかないと、歪曲されたままで日本のエネルギー政策が議論されていくのは、非常に怖い方向性に向いてしまう可能性もあるので、そのあたりは行政にお願いをしておきたいと思います。

それと、このまま続けてよろしいですか。

○粒谷委員長 はい、いいですよ。

○川田委員 前にお願ひしていました職員の件、資料3「県職員（知事部局）の構成（27.4.1時点）」をつくって提出いただきました。正規職員が2,965人、任期付職員20人、こう続くわけですが。一番懸念していますのが、これは地方公務員法の規定による職員であるのか、規定から外れる職員であるのか、それと常勤の職員であるのか、非常勤職員であるのか、その手当関係は地方自治法上の関係はどうなっているのか、問題点は多くあるわけですが、まず、1点目聞きたいのが、臨時的任用の32名については、これはあくまでも地方公務員法第22条第2項の規定で採用されてる職員であるということですが、これはあくまでも半年の期間である。1回だけの更新が認められていて、その期間を含めると1年間の期間であるという形になりますよね。これは必ず臨時的な仕事に任用されておられるということですね。恒常的な仕事ではないということをお聞かせください。

○柘井人事課長 臨時的任用職員は緊急の場合や臨時の職に関する場合等において、六月を超えない期間で採用するものという扱いです。

○川田委員 それは法律に書いてあるのでわかるのですが、問題は、今32名がどういう職についておられるのかということなのです。本当に臨時的な仕事であるのか。恒常的な仕事にもつかれているということになってくると、地方公務員法の適用解釈が変わってきますので、そのあたりの確認をさせていただきたい、いかがでしょうか。

○柘井人事課長 お尋ねの点は、任用された後で再度繰り返し任用されるかということに

も関係してくると思うのですが、ここは、今申し上げたような任用形態ですが、再度任用される場合もあるということです。

○川田委員 枅井課長、申しわけないのですが、私の聞き方がおかしかったのかもしれないのですが、もう一度お伺いします。地方公務員法第22条第2項で適用されて任用されてるということです。それは、あくまでも臨時的に急激にふえたとか、誰々がお休みになってその代替がどうしても必要である。それと、例えば何か大きなイベントをする場合に、恒常的なものではない、臨時的に単年度において発生した事業であるための任用である。こういった場合に限られるということが、今現在の解釈ですよ。今いらっしゃる32名の方たちは、あくまでも今説明申し上げた仕事に全てついておられるという解釈でよろしいですか。

○枅井人事課長 おっしゃるとおりです。法律のとおりです。

○川田委員 それと、この給料形態、地方公務員法でも明確に書かれております。条例に定めなければ一切の給与を支給してはならない。これは明確に書かれてる基本的なことなのですが、一般職の職員の給与に関する条例第25条、臨時又は非常勤の職員の給与の中に、「臨時又は非常勤の職員（再任用短時間勤務職員を除く。）に対しては、それ以外の職員との給料の権衡を考慮して、予算の範囲内で、人事委員会規則で定める基準に従い給与を支給する。」。この適用になると思うのですが間違いないでしょうか。

○枅井人事課長 今、ご質問は適用で間違いないかというご質問ですか。

○川田委員 第25条適用で。

○枅井人事課長 そうです。

○粒谷委員長 間違いないですね。

○川田委員 ここです。1点疑問点があるのですが、条例の中で金額規定がされていないという点が1点。上限等、最高裁判例で、最高の上限は最低でも決めて、その根拠を持たなければならない。これが今、最高裁の示されてる判示です。ところが、一般職の職員の給与に関する条例第25条には金額規定は一切されていない。されていない上で、人事委員会規則で定める。教育委員会でもありました、教育委員会規則で定める。これもだめだったのですよ。やはり規定を設けていなければできないということで、ここでは規定上、金額の根拠が示されていない。この点についていかがですか。

○枅井人事課長 今お述べになりました最高裁判決ですが、そこには、一部引用させていただきますけれども、少なくとも、その職に従事すべく任用される職員の給与の額等を定

めるに当たり依拠すべき一般的基準等の基本的事項は、可能な限り条例で書くとしておりまして、最高裁判例にも従っていると考えております。基本的な事項は書かれていると考えております。

参考までにですが、この規定ですが、国家公務員に適用される法律と同じような書きぶりになっておりまして、条例上はこれで判例の内容を満たしていると考えています。下級審ですけれども、大阪高等裁判所の判例でも同じようなことが出ておりまして、具体的な額及び具体的な支給方法を決定するための細則的事項について、これをほかの例規に委任しているにとどまる場合は、直ちに給与条例主義の趣旨を損なうものではないという判例もございますので、違法という問題ではないと考えています。

○川田委員 それは一部の判例で、要件が違うので、どの判例をとっておっしゃっているのかよくわからないのですが、最近の高裁でいけば福岡高裁（中津市の判決）、これは特別職の問題も出てくるのですが、それにも明記されています。臨時職についての最近の最高裁判例で、今現在、財務支出上の問題として首長の責任になるかどうかの問いに対しては、そこまではならない。その理由としては、あくまでも今現在こういった形態でやっているところが全国的にも見られるので、速やかに条例改定を行って、金額を明記した上で今後支給しなければならないと。この判例によって、これが世間に出ることになるから、だから今後こういった時間を置いた上で、条例が整備されていなかった場合には厳しい判断を行わなければならない。これが正確な趣旨だと思うのです。だから、あくまでも金額の上限は絶対に定めないといけないのですよ。これは国にも前に確認しました。上限規定がなくて、ただ何々規則に定めると振っているのはだめですよ。だから、早急に改正を行って、訂正を行い、誤解のないように運営をしていかなければならないと思うのですが、その点はいかがですか。

○粒谷委員長 野村総務部長、基本的には、この金額の規定を、条例改正をするべきではないかというのが、川田委員の発言だと思うのです。ですから、総務部長、奈良県として条例改正をする気持ちがあるかどうか。今現状では人事委員会規則しかないです。ですから、そういう考え方があるかどうかと私は思うのです。違いますか、川田委員。

○川田委員 いや、ほかにもいろいろあるので、今からいきなり結論を言われても。

○粒谷委員長 いやいや、結論に持っていくというよりも、川田委員のおっしゃっていることが、ディベートやっておられても、奈良県として最終的には条例改正をするかしないかという話にも私は聞こえているのですよ。そのあたりどうなのでしょうね。

○川田委員 まず、お答えいただいて・・・。

○粒谷委員長 そうですか。

○柘井人事課長 同じ答えになりますが、給与を条例に定めなければならないという趣旨に反しているとは今考えておりません。

○川田委員 確認をしてください、国に。多分だめだと思います。

それと、人事委員会規則にも金額は定まっていないですよ。規則で定める基準に従い給料を支給するのでしょうか。規則で金額が定まっていないのにいいのですよと言われても、金額条項どこにもないではないですか。幾ら幾ら以下、例えば25万円以下とか30万円以下の範囲内で知事が定める額とするというのだったらまだわかるのですが、金額根拠が書いていないのですよ、一切。これだったら100万円あげましょうということだって、全部自由裁量としてできるということですか。規則裁量でなければならないでしょう、これは。自由裁量じゃないでしょう。その点いかがですか。

○柘井人事課長 お述べのとおりなのですが、その人事委員会規則の中でさらに任命権者に委任しておりまして、そういう規定になっていますので、給与条例主義に違反しているものとは考えておりません。これでよいと考えております。

○川田委員 これは、委任をして、それを再び委任するということですか。行政法上それはないと思います。いかがですか。

○柘井人事課長 今の法形式ではそうなっているということにして、行政法上ないというのは、それに対する答えは持ち合わせていません。申しわけありません。

○川田委員 認識が違うのですが、今の法令上ではとおっしゃいましたけれど、その法令の具体的根拠を教えてください。何の法律の第何条の根拠を持っておられるのか、それをおっしゃっていただけますか。

○粒谷委員長 柘井人事課長、法令上運用しているということだけれど、その法令は何条の適用なのですか。

○柘井人事課長 給与条例主義には反していないとの理解をしているということです。法令に書いてあるからということではないのです。

○粒谷委員長 今答弁されたのは、法令上定めているのとおっしゃったのだけれど違うの。ちょっと答弁がニュアンス違うように思うけれど。

○柘井人事課長 済みません。再度申し上げますら、条例で決めてまして、それを人事委員会規則に委任して、人事委員会規則がまた任命権者に委任しております。そういう形

になっておりました、法令上それが違法であるとお尋ねだったかと思いますが、それに対して、ここに法令の根拠があるから大丈夫だという答えは持ち合わせておりませんという事です。

○川田委員 法解釈はいろいろできるかもしれないですけどね。これは法律で条例で定めなさいとなっているわけでしょう。これは、法令委任の条例ですよ。自分たちの自治事務をやるために設けた条例ではありませんよね。法令から委任されている条例ですよ。法令から委任されていて、それが全てではないですか。条例で定めなさいとなっているのだから、給料条例主義に含まれていると言うけれども、それは一体何の根拠でそうおっしゃっているのか。行政法上からいきましても、法令委任されているのでしょ。条例から規則に委任しているわけでしょう。それは法令委任ではないではないですか。行政規則でやっているわけでしょう。行政規則で振ったものが、そこからまた新たに、支払いを委任しているわけでしょう。絶対だめですよ、そんなもの。できるわけないですよ。だから、それをできるとおっしゃるのだったら、法解釈上の法理をきちんと説明した上でやっていただけますか。それは、絶対無理です。

○粒谷委員長 今、柘井人事課長と川田委員の争点はかなり違うと思うのです。野村総務部長、奈良県には奈良県のやり方、今までおやりになったことがあると思うのですが、総務部長から答弁いただけませんか。

○野村総務部長 先ほど柘井人事課長が答えたとおりののですが、少し誤解されている部分があるのかなと、聞いていて思いました。

まず、給与条例主義ということは、給与は例えば、国の場合でいえば法律に定まっていなければいけないことだと思います。その点について、先ほど柘井課長も答弁したのですが、国の同じような職にある方々の給与については、一般職の職員の給与に関する法律第22条に「常勤の職員の給与との権衡を考慮し、予算の範囲内で給与を支給する。」と書いています。つまり、先ほど川田委員が述べられました具体的な金額が書いてあったりとか、上限額が書いてあったりというのが法律にはございませ。その上で、そういう職員については、各庁の長、つまり大臣になるかと思いますが、各庁の長が予算の範囲内で給与を支給するという規定がございます。これは国の法です。それを受けまして、奈良県を見ても同じような条文の規定になっていますので、職員の給与との権衡を考慮し、予算の範囲内で支給するという意味で言えば、国の法規定の仕方を全く倣っているということです。同じということです。

先ほど、最高裁判例を出されましたけれども、最高裁判例の中におきましても、基本的な一般的な基準、基本的な事項を書いておけばいいということになっていまして、その最高裁判例が出た上で、今の国の一般職の職員の給与に関する法律の規定がありまして、その書き方で問題ないからこそ、こうきているわけですし、もし、川田委員が言われるようなご主張、お考えが一つあるのかもしれませんが、もしそれが妥当だということであれば、国も最高裁判例を受けて法改正しているはずですので、そういうふうに至っていないことからしますと、この書き方、先ほども申しましたように、常勤の職員の給与との権衡を考慮した上で、予算の範囲内で支給するという書き方できちんと給与条例主義、給与法律主義を満たしていることだと解釈しております。したがって、条例の改正を現時点では考えておりません。以上でございます。

○川田委員 国の基準っておっしゃるけれど、国は人事院規則で人事院から示されているではないですか。今現在、地方公務員法ではそれが無いのですよ。きちんとした公明さがない。だから判例を主義としてやっていかないといけない。そして最高裁の判例も上限の金額はやはり根拠を持たなければならないとでてますよ。どの判例をもっておっしゃっているのかわかりませんがね。

奈良県でやっているのは、国と違うこともたくさんありますよ。じゃあ、全部それは間違いだということですか。法律上では、国と同じようにやらないといけないということはないですね。国家公務員法と地方公務員法は違うのですから。地方公務員法第22条第2項というのは国家公務員法にないではないですか。それでやられているということですね。

○野村総務部長 繰り返しになりますが、国家公務員につきましては、一般職の職員の給与に関する法律第22条第2項において、「常勤を要しない職員については、各庁の長は、常勤の職員の給与との権衡を考慮し、予算の範囲内で、給与を支給する。」と書いていまして、川田委員が言われたような具体的な金額であるとか上限額は定まっていなくて、予算の範囲内で給与を支給すると。その給与条例主義、給与法律主義という趣旨は同じだと思いますので、そのことについて言いますならば、必ずしも法律や条例に具体金額が明記されていないということが許されているもの、妥当だと認識しております。以上です。

○川田委員 それもう一回確認しますが、国家公務員法の第22条の一般職の給料についてのことですね、今おっしゃっているのは。

○野村総務部長 いえ、何度も申します。一般職の職員の給与に関する法律の第22条第2項、非常勤職員の給与という題名になっている条文です。全く奈良県と同じような書き

方になっていると認識しています。

○川田委員 言っている意味がわかりました。それは非常勤のことでしょう。私が言っているのは臨時職のことでしょ。地方公務員法第22条第2項のことを言っているのですよ。臨時職員でも常勤職員でしょう。常勤の職員とフルタイム同じように働いているのではないのですか、短時間労働ですか。人事院の規則で今、コンメンタールに示されていますけれど、非常勤職員とは一体何なのだとしたら、国は、今現在、常勤職員の3分の2以下の勤務時間を要している者を非常勤職員と呼んでいるわけではないのですか。それと、今言っている話の臨時職員というのは、非常勤職員とは全然違う。どうですか、臨時職員は、今3分の2以下の労働時間しかやっていないのですか。それで非常勤職員だと言うのであれば今の意見はわかります。今の適用の判例もわかります。けれど、これはフルタイム働いてるのでしょうか。常勤の職員と一緒にすよね。地方自治法第204条の常勤の職員ですよ。それと同等の労働をしているのであれば非常勤ではないではないのですか。何でそこに非常勤を持ってくるわけですか。だから、根拠を持たなければならぬと判例でも示されているのではないのですか。いかがですか。

○粒谷委員長 柘井人事課長、答弁してもらえますか。

○柘井人事課長 おっしゃるとおり臨時的任用職員は、フルタイムかそうでないかといえ、フルタイムで働いています。それも非常勤という扱いで、今の条文を適用しています。再度、申し上げましたら、一般職の職員の給与に関する条例第25条、そこから人事委員会規則に委任されて、要項で定めているということです。

○川田委員 柘井人事課長の説明の意味はわかったけれど、課長の説明からいけば、これは両方入っている、臨時職員と非常勤職員の給料が両方とも一般職の職員の給与に関する条例第25条だという説明ですよ。そこがおかしいのではないのですか、臨時職員は非常勤ではないですよ。臨時または非常勤の職員、またはどちらかでいいですよということでしょう。そうしたら、これ分けなければいけないのではないのですか。だって、臨時職員は嘱託職員とは違うし、3分の2以上のフルタイム常勤職員、地方自治法第204条1項に規定されている職員でしょう。

○粒谷委員長 川田委員、済みません。野村総務部長と柘井人事課長にお願いするのですが、ほかの委員の発言もありますので、今の観点から言えば、なかなか歩み寄る部分に相当ギャップがあると思うのです。それで、後日、担当理事者の皆さん方が川田委員と協議をしていただきたい。もう少し詰めていただきたい。

○川田委員 委員長ちょっと待ってください。まだ私、臨時職員のここしか言ってないのです。話がかみ合わないからといって審議を止められるのは・・・。

○粒谷委員長 いやいや、今の部分についてはかなり平行線なのですよ。

○川田委員 他の問題もまだ先にありますので。

○粒谷委員長 それではそのまま結構ですけど。ただ一つだけお願いしておきます。この委員会は川田委員一人の委員会ではないのです。ほかの方も当然発言されるのですよ。ですから、できるだけ建設的な議論にさせていただかないと、皆さん方も当然待っておられますので。このまま平行線で行きますと。理事者もこの場で答えられるところ、野村総務部長、何か今おっしゃっていることにもう少し詰めた答弁ができますか。

○野村総務部長 繰り返しになりますが、もともと川田委員から、給与法律主義とか給与条例主義に反しないのか、具体的な額を書かなくていいのかというお尋ねでございましたので、その点に関しましては、法律にしろ、あるいは他県の条例にしろ、先ほど申し上げたような書き方をしている。常勤の職員との給与の権衡を考慮してということでは具体額は書いていませんので、その点については給与条例主義とか給与法律主義に反するような書き方、問題になるような書き方はしていないと申し上げているということです。以上です。

○川田委員 給与条例主義に適してないと答弁されたので、そのことをお聞きしただけであって。今、非常勤のことで勘違いされていたわけでしょう。私、臨時職員のことを今やっている。非常勤が出たので、非常勤に入っていきますけれど、非常勤でも日々雇用355人、日当で雇っている方たちになりますよね。これが地方公務員法第17条の規定であると。嘱託職員、地方公務員法第3条第3項第3号のことですよ。だからこれ、3号職員として特別職ということですけども、特別職を調べましたら、条例上（委員会の委員その他特別職の職員の給与等に関する条例）特別職でも、こちらは逆に55万円以内で知事が定める額と上限規定が入っているのですよ。だから条例の制定の仕方でも、片方は入っているけれども片方は入っていないということで整合性がとれていないと思うのですけれど。そこはいいとしても、現に、特別職の定義は一体何なのですか。これ181人ですね。臨時職の法規定もあるわけでしょう。専門的職員の任期付職員の法規定もあるわけですね。地方公務員法第3条第3項第3号です。特別職とは誰を指しているのですか。普通は恒常的な仕事ではない、勤務時間が拘束されていない、地方公務員法の適用にならない。その他もろもろたくさんありますよ。特別職、一般職員とは違いますよ。けれど一般職員と同じような規定でお持ちになっている。

まず1点聞きます。これ守秘義務や当然懲罰等々ありますよね。それは法律では定められていないけれども、一体何で定められているのかお聞かせください。

○**枅井人事課長** 特別職の分をどこに定めているのかということですが、嘱託職員取り扱い要綱で定めています。

○**川田委員** もう一度確認しますが、その要綱で定められているのですね。懲罰規定もあるのですか。

○**枅井人事課長** 服務と免職という項目がございまして、その中で定めています。それによろしいでしょうか。

○**川田委員** 大体それ1つとっても、これ法令委任されたものではないですよ。行政規則によつての条項をつくっておられるわけですよ。行政規則で罰則はつくれないのではないですか。何の命令になるのですか、これは。これは偽装任用ですか。偽装請負でもありますよね、指揮命令系統に入っていたら、偽装請負になってしまいますよね、委託でも。そうなるのではないのですか、いかがですか。

○**枅井人事課長** おっしゃるとおり、特別職には一般職の地方公務員の適用がございせん。そのかわり、労働基準法に基づいて懲戒処分を行うことになるわけですが、裁判例では、懲戒処分に関することが、一般企業でしたら就業規則で書かれていることになります。この就業規則に当たるものが、今申し上げました要綱でございまして、問題がないと考えております。過去に法律相談もした内容でして問題はないと考えています。

○**川田委員** 一応、公務員法、地方自治法でも、常勤をやっていたら地方自治法第204条第1項の職員になるわけではないですか。それでは、特別職でも公法上の職員ということでしょう。そうしたらその解釈はおかしいと思う。法令委任でつくっているものなら可能だと思いますけれど、無理だと思いますよ。具体的な根拠を示してください。

○**枅井人事課長** 川田委員がお述べになりました前段、確かにそのとおりでございます。地方公務員には違いないのですが、地方公務員法は適用にならないのでして、解釈は先ほど申し上げましたとおりです。民間の就業規則にかわる要綱でつくっているということです。

○**川田委員** だから、聞いているのはこれ特別職でしょう、パートではないのでしょうか。特別職で雇っているのですよね。それから労働基準法の基準で雇っているのであれば、何年かしたら本雇いしないといけないのではないですか。ほかの法律でそういう規定もありますよね。民間の労働の法規を持ってくるのであればそうなるでしょうし。私は民

間の話しをしているのではないので、あくまでも行政上の話をしているわけで、今のこう
いった任用形態はおかしいのではないですか。調べたら、指揮命令系統も入っていますよ
ね。特別職に対して指揮命令権は普通はないのですよ、特別な法律の定めがない場合は。
それからいけば、嘱託の3号職員ですか、これはやはりおかしい、問題点がかなり多いと
思う。これはあしたからすぐに直せるものではありませんので、これを改正していくこと
で、今、国でも言われていますし、指導されていますよね。直していく必要があるのでは
ないですか、いかがですか、その点の見識は。

○拵井人事課長 今、2点ほどお述べになられたと理解をしましたが、1つは、嘱託職員
は臨時の職員でございまして、これは特別職の任用と間違いないと考えています。それが
1つでございまして。あと、指揮命令につきましても、実際の嘱託職員がいろいろな相談員
的な仕事が多いわけですし、実際仕事の中身については裁量がかなり広い。ただ、指揮命
令は服務的な、出張伺い一つにしてもそうですが、そういう服務的な指揮命令には入って
いますが、実際の業務内容としては裁量の余地は広いと考えています。

○川田委員 いや、全部きちんと確認してください。大丈夫だと言っても、大丈夫でない
判例もたくさんあるし。もう一度言うけれど、特別職だったらいいのだ、嘱託職員だ、非
常勤職員なんだと言うけれど、先ほどの総務部長の答弁からいえば、国で決められてい
るのだ、非常勤職員だというのであれば、非常勤職員、国なら3分の2以下の労働時間では
ないですか、それと全く同じなのですね。都合のいいときだけそこ使って、全く重なって
いない部分は知らない顔。これはおかしいではないですかね。

これ問題点がまだまだ多くありますから、それを全部精査して、また改善点を至急つく
って、速やかに直すべきところは直すと、誤解のないようにね。何もグレーゾーンで行く
必要はないと思います。以上、終わります。

○粒谷委員長 ちょっと川田委員の意見とかなりギャップあると思うのですよ。もう少し
お互いに意見の相違が合致できるような形でお詰めいただけるようお願いしておきます。

○野村総務部長 川田委員が一方的に言われているのですけれども、先ほど給与法律主義
のことにしてもこちらのやり方で問題ないと思っていますし、具体的なところをおっし
ゃっていただかないと何がまずいのかよくわかりませんので、その点についてはまた個
別にご指定いただかないと、全般的に言われても私どもは理解できないというのが実情で
ございまして、先ほど申し上げたような給与額を全部法律や条例に書かないといけないの
ではないかということについては、国も書いていないし、私の知ってる範囲ではほかの県

も書いていませんとお答えしているつもりでございますので、その他のことにつきましても、もう一度個別におっしゃっていただきたいと思っております。以上でございます。

○川田委員 個別にって個別にずっと言っているではないですか、私、資料も渡して。それで委員会に出てきて、そういうふうに言われるのであれば、今後、どういう質問をされますかなんて一切議員に対して聞きにくる必要はないではないですか。私、1冊全部見せていますよ、理事者に。全部資料ありますよ。論文も全部示していますよ。隠し事一切していませんよ。わかっているものとして、私言っているのですね。何も提供していなくて今の総務部長の言い方だったらわかるけれども、資料も全部提供してやっているのです。言い方がおかしいのではないですかね。

○野村総務部長 いえ、私どもも、先ほど申し上げたように、出すべき資料を出した上でお答えしているわけで、それは同じではないでしょうか。

○粒谷委員長 ですから、私が言っているように、理事者の方と川田委員とで後日話し合いをしていただいて、ご理解いただけるかどうか、それはまた観点が違いますので、やっていただきたいと思えます。

それでいいですね、委員の皆さん。（「結構です」と呼ぶ者あり）

○田尻委員 それでは、その他のほうで警察にお尋ねをしたいと思えます。

今、9月になって、各地で防災、あるいは防犯訓練等も含めて、奈良県も先日、大和高田市で行われましたし、また、私どもの奈良市の地元自治会でも、自治会が合同で防災訓練をしたりで、非常に認識的には高くなったり、あるいは皆さん方の意識が非常に高くなっております。火山が噴火したり、あるいはここ数日間も見られるように異常気象で、何か日本の国がおかしいのではないか、あるいは大きな自然災害が起こらなければいいのにと、そんな思いもある中ではございますが。その中でも、やはり人的被害は人の努力や英知、あるいは科学や技術を持って防げるところが多いと、私は認識をしております。

そんな中で具体的に申し上げますが、防犯カメラについてでございます。もう既に、香芝市あるいは寝屋川市を含めて、幼い子供たちが本当に悲しい事件に巻き込まれたり残虐な事件に巻き込まれたりということで、大変胸を痛めるものであります。そんな中で、連日報道を含めてテレビカメラ、あるいは防犯カメラが非常に大きな事実として位置づけをされていまして、各個人のご家庭の玄関にも多くつけられるようになりました。

そんな中、各地域においても、例えば、私どもも居住をしております自治会ですとか、あるいはよく相談を受けますのが、マンションで防犯カメラをつけたいと。しかしむやみ

やたらに勝手につけていいものなのか、あるいは届け出制度や何かの規制があるのではないかと。そしてもう1点、最近のことですので、個人情報やプライバシーの問題がござい
ます。テレビ報道等もされていますが、JR大阪駅で365日、24時間各所で防犯カメラ
を回すこと、撮ることに対してクレーム、あるいは法律的に問題があるのではないかと
言われております。しかし、私が代表質問の中で、テロ対策を申し上げた2日後に新幹線
でああいう大変残虐な許しがたい焼身自殺事件がございましたが、そのことを受けて、J
Rは新幹線について、全車両について防犯カメラをつけると申しています。

この防犯カメラをつけていただくことに対しての県警としての考え方、あるいはその防
犯カメラに対しての位置づけをどのように考えておられるのか、その点についてお伺いを
したいと思ひますし、あるいは警察庁とも相談があるかと思ひますが、それに対しての届
け出、あるいは協力要請、その辺をどのように考えておられるのか、その点についてもお
伺いをしたいと思ひます。

それからもう1点、過去に奈良県の予算で、警察予算の中で、移設可能、あるいは移動
可能な監視カメラの設置ということで県警が持たれたと思ひますが、その移設カメラ等の
活用、あるいは現段階でどのように利用をされているのか、その点についてお伺いをした
いと思ひますので、よろしくお願ひします。

○藤本生活安全部長 田尻委員からは、防犯カメラについてのご質問でございます。私か
ら、先ほどの話の中でございましたように、つけることに関しましての法的義務、また防
犯カメラの位置づけ等につきまして答弁させていただきます。

まず、防犯カメラ設置に関する具体的法的根拠はないと承知いたしております。また、
それに伴いまして、民間団体等が防犯カメラ等を設置する場合に、警察に対して届けな
ければならないという義務規定もないものです。

また、先ほどの質問の中でもございましたように、犯罪の捜査につきましても有用なも
のということですが、これは最後のほうにお話しさせていただきますけれども、県
警が管理する防犯カメラにつきましては、当然のことながら防犯カメラ作動中でありま
すよと、安全安心の見守りを行っておりますということを明示した上での運用とさせて
いただいております。また、民間からのいろいろな相談がございませうときには、や
はりプライバシーの侵害に至らないように、あるいはデータの管理・保存その他につ
きまして厳正に対応するように指導させていただいているところでございませう。

また、先ほどの移設可能カメラという話がございましたけれども、香芝市内五位堂駅南

側に3基1対の形で街頭防犯カメラを設置しております。この防犯カメラを設置するに至ったいきさつにつきましては、平成14年に、戦後最多となる刑法犯認知件数という状態になりまして、最悪の事態ということで、特にひったくり等の街頭犯罪、これを抑止あるいは犯人の早期検挙という目的で、奈良県下で最もひったくり等の犯罪件数が多かった地域を、地元自治会等の理解も得まして設置したものです。また、これにつきましては、継続して運用しております。先ほど申しましたとおり、共架柱、また付近のフェンスには防犯カメラ作動中ということを示した上で運用しております。以上でございます。

○田尻委員 今の答弁の中で、法的には届け出はいらぬという認識は持っておりますが、今、例えばマンションや集合住宅でなど、そういう皆さん方から、例えばバイクや自転車が盗難に遭う、あるいは車にいたずらをされる。それを抑止しよう、あるいはそれをしっかりと防犯しようということで防犯カメラ等を設置したいが、何かといろいろな管理組合、あるいはマンションのオーナー等も含めて難しい問題も少し出てきているように聞いております。これからどんどんとふえることは私はある意味ではいいと思えますし、抑止力になると思うのですが、その辺を含めて、どこかの段階で警察としてのガイドラインとまではいきませんが、少しそういうことで、こういうご協力をいただければありがたいとか、あるいはこういう方向で設置をされる場合にはこういう点に留意点をという何か一つの見解的なものを、あるいは奈良県と警察で一度考えていただいて適正に有効に活用できるように、民間の英知とやはり財源をお借りをするということは大事だと思いますので、その点を強く要望しておきたいと思えます。以上です。

○粒谷委員長 要望ですね。

○田尻委員 はい。

○粒谷委員長 わかりました。

○川田委員 まず警察のほうに、先日、香芝市でありました誘拐の連れ去り事件で、本当に羽室警察本部長には迅速な行動をいただきまして、速やかに逮捕していただいたことを、この場をおかりして心から御礼を申し上げたいと思えます。私も過去にPTAなどもいろいろやっけていまして、昔の楓ちゃん事件のときがちょうど担当の年だったのですが、防犯マニュアルやお出かけの行方不明になったときのマニュアルといったものを、県警にもご協力いただきましてかなりできていたのですね。ところが、やはり平和な期間が数年続きますと改定もされておらず、今回香芝市の事件でも、そういったマニュアルがあったにもかかわらず、その存在すら忘れられていたというような環境でございました。あのときも

やはり我々が勝手に動くというのはなかなか難しく、やはり県警から情報を一気に開示してくれていいよということになれば、PTAの連絡網であるとかいろいろなところに一気に連絡を回して、かなりの多くの行動力があると思いますので、その辺の連携も今後いただければと思うわけですが、その点いかがでしょうか。

○藤本生活安全部長 ただいまご指摘のとおり、やはり喉元過ぎればということもございます。我々につきましても、できる限りいろいろな脅威情報であるとかを発信しておりますし、また合同訓練であるとか、そういうことにつきましても積極的に推進してまいりたいと。加えまして、当然のことながら教育の現場、あるいは家庭と警察というのが必要なときにタッグが組めますように、今後も協力して活動を推進してまいりたいと考えております。以上でございます。

○粒谷委員長 ほかはないですか。

○山村副委員長 では、私のほうから質問させていただきます。

防災拠点の施設の整備についてお伺いしたいと思うのですが、予算では、基本構想策定のためにということで、今年度準備をされているのですけれども、この広域的な防災拠点の施設の整備は大体どのような時期にできる想定をしておられるのかをお伺いしたいと思います。

○中澤知事公室次長防災統括室長事務取扱 広域防災拠点ですが、大規模な災害時に、救出、救護、あるいは復旧活動の拠点となる施設と考えております。緊急物資の備蓄や地域内外からの物資の集積、配送の拠点、あるいは救援、復旧活動に当たります機関の駐屯拠点というような機能を有することが必要だと考えておまして、現在、新たな広域防災拠点ということで、例えば、平時の活用も踏まえまして、消防学校と併設する方向で施設の規模、機能等につきまして調査検討を行っている段階です。以上です。

○山村副委員長 それがいづぐらいにできるというめどがあるのかを聞きたかったのですが、そのことを伺いますとともに、奈良県では本会議でも知事からお話がありましたが、自衛隊のヘリポートの設置場所と同じところという形で計画を準備されていると聞いております。この間、お聞きいたしましたら、ヘリポートの設置場所として、奈良県から防衛省に提案をしている2カ所の地点があるのですが、地元の方からは大変心配だという声を聞いております。場所は、市街地から割と近いところにありますよね、2キロメートルから3キロメートルということで。そういう危険の思いというのはよくわかるのですが、なぜ、その場所なのかということと、住民の危険に対する心配といえますか、これまで自

衛隊の基地があるところで、実際にいろいろな事故も起こっていますが、そういうことも含めてどのようにお考えになっていらっしゃるのかお伺いしたいと思います。

○中澤知事公室次長防災統括室長事務取扱 まず、広域防災拠点がいつかということですが、実は自衛隊のヘリポート、特に南海トラフ巨大地震等、近年かなりの確率で発生が懸念されております。こういった大きな災害が発生したときに、奈良県内はもとより紀伊半島の海岸地域に対しても迅速な救援が可能であろうということで、紀伊半島の中央部の五條市に陸上自衛隊のヘリポートを併設した駐屯地の配置を要望しているところです。駐屯地の配置までには、なかなか他府県の例を見ましても非常に長い時間を要しております。そのことから、まずは救助、救援活動の拠点となりますヘリポートの先行的整備を働きかけているところです。

広域防災拠点との関連ですが、そのような広域的な災害に対しての支援拠点を整備する場合に、自衛隊のヘリポートと、先ほど申し上げましたが、奈良県が想定して計画しております広域防災拠点を併設するような形で整備をしたいと考えておりまして、例えば、南海トラフ巨大地震、こういった広域にわたる大規模な自然災害の際、自衛隊の対応能力、災害対応能力が非常に高いものがございます。これと災害救助におきまして中心となります自衛隊以外にも警察、消防といった組織と十分に連携をとることが重要だと考えております。このため、自衛隊の部隊展開の拠点となりますヘリポートと警察、消防等の救援要員の活動拠点となります広域防災拠点を併設して整備したいと考えています。

時期ということですが、自衛隊のヘリポート、今、防衛省でも予算を平成26年度からつけて調査に入らせていただいております。平成27年度も400万円の調査費を防衛省で計上していただいておりますし、発表されました平成28年度の概算要求にも再度400万円の調査費を要求をいただいております。奈良県としましても、自衛隊のヘリポートの整備、それとあわせた形で広域防災拠点も整備したいと考えておりますが、具体的に何年に自衛隊のヘリポートが整備されるかということまで確約できるような状態には今のところ至っておりません。引き続き、防衛省と調整を進めて、要望も続けてまいりたいと考えています。

それから、市街地から近いということですが、ヘリポートの整備、ある程度騒音の問題というのも恐らくおっしゃっているのかと思うのですが、今現在、五條市と奈良県で、五條市内に2カ所の調査のための対象地を決めております。その2カ所について、今年度、奈良県及び防衛省で調査を今後行っていくという段階です。その中で、もちろん地形や気

象条件といった調査も行いますが、ヘリコプターの騒音につきましても、その中で調査を行っていきたいと考えています。

それから、住宅、市街地のそばということをおっしゃっていましたが、直接周辺に民家は比較的少ないところを選定しているつもりです。今後の騒音等の調査を踏まえまして、ヘリポートの候補地の中のどの辺の位置につくるかということも検討していきたいという状況です。以上でございます。

○山村副委員長 ということは、南海トラフなどの大地震が今後30年来の間にいつ起こるかわからない、危険性が高いという状況であるということで、それは30年後かもしれないけれども今年中かもしれない、予測がつかないわけで、できれば早く整備をされることが望ましいのではないかと私は思うのですが、今の答弁ですと、自衛隊の結論が出ないとその場所が決まらないので、整備が進まないということにつながるのではないかと思うのですね。自衛隊はヘリポートだけを先につくって、駐屯地は後から来ますよというのか、駐屯地も来るということも決めた段階でそういうことをされるのかということについても定かではない状態ですから、他の県の例を見ても、駐屯地誘致となると10数年かかるという状況ですから、やはり防災拠点の整備は奈良県がまずやるべきではないかと思うのですが、その辺はどうなのかということが1点。

それから、先ほど市街地と近いと言いましたのは、予定地のそばに住居が建っているかという状態ではないのですが、2～3キロメートル先には住宅街、市街地がある状態の地点だということで。これまでの例で見ましたら、例えば、今年7月に滋賀県にある自衛隊、饗庭野演習場の陸上自衛隊第4施設団で行った演習で、重機関銃による実弾訓練中に、それが3.5キロメートル離れた民家の屋根を破って突き当たる事故が起こっていることですか、また5月には、宇治市の陸上自衛隊宇治駐屯地が実施したヘリコプターの訓練で、近隣住民や学校関係者から、本当に会話も聞き取れないほどの騒音がして不安を来したということですか、また、訓練に参加したヘリコプターが、2010年に大阪の八尾駐屯地で墜落事故を起こしておりますけれども、その原因もわからないことですか、大久保駐屯地でも、創立記念祭が開かれて、学校や保育所に大きな騒音で被害があったことですか、調べていけば枚挙にいとまがないほど、近隣での住民に対するさまざまな被害や影響が起こっている実態があることから、住民の皆さんの不安があるのだと思うのですね。その辺のところは五條市の方々の中には、市が要望を決めたけれども、住民がこぞって賛成しているわけではないし、私たちには何の説明もなくそういうことが決められてい

っているという不安も非常にたくさんあると。先達て、住民の皆さんが1, 500筆の署名を届けられましたが、駐屯地を考え直してくれということですが、そういう思は強くあると思っております。

それから、もう1点申し上げておきたいのですが、災害が起こったときに、すぐに救助に向かう最初の初動というのはやはり地元密着という形でいえば、地域の消防団や警察など、そういう地域の防災組織の強化が一番重要ではないかと思っております。奈良県でもそういうことで計画をつくって対応されていると思うのですが、知事の答弁では、幾ら広域的な消防を充実してもえっちらおっちら行くわけにはいかないと言って、自衛隊がどうしてもいるのだという言い方をされていましたが、そうではなくてやはり身近なところの消防がまず基本になると考えてほしいと私は思っております。

先達ての紀伊半島の大水害が起こったときにも地元の消防の方が本当に大きな役割を果たされましたが、もちろん自衛隊の方にもお助けいただき、奈良県にとっては大きな応援であったと思っておりますが、しかし、基本を忘れてはならないと思っております。その点も申し上げておきたいのですが、まず、奈良県が広域防災拠点を目撃隊が来る、来ないにかかわらず整備をしていく必要があると思うのですが、その点はいかがかお聞きしたいと思っております。

○中澤知事公室次長防災統括室長事務取扱 奈良県の広域防災拠点を先にとということですが、目撃隊でも調査費をつけて、今は検討いただいているところです。それにあわせて、奈良県も広域防災拠点の検討を進めておりまして、仮に目撃隊の動きが全くなくても、さあ来年からつくれと言われても、非常に大規模な施設ですので、少し検討には時間がかかるかと存じます。

ただ、紀伊半島の中心で奈良県内や紀伊半島の沿岸地域への支援を考えた場合に、その支援拠点を、先ほど申しましたけれども、紀伊半島の中央部あたりの五條市に置きたいと考えていますが、そこまでの支援拠点という位置づけを考えた場合には、やはり奈良県、警察、消防だけではなくて目撃隊との連携、目撃隊の力をかりるとというのが非常に重要になってくるかと思っております。そういう意味で、奈良県単独ではなくて目撃隊の施設も含めて、同時に事業を進めたいと考えているところです。

○山村副委員長 奈良県のお考えはわかりました。ただ、もちろん大災害が起こったときに奈良県と目撃隊と民間の方々が協力して災害の救援に当たることは重要なことですし、そういう訓練も実際に行われていることを否定するつもりは全然ないのですが、ただ、五

條市に駐屯地をつくることになれば、自衛隊は災害のためだけに働いているわけではなくて、本来任務は防衛で、特に今は、他国へ戦争に行こうという戦争法案まで議論をして、強行的な採決も行おうという状況になっている中で、本当に平和に関する危険性は高まっていることでも、切り離して考えるべきであるというご意見を述べておきたいと思います。

それから、最後に紹介しておきたいのですが、奈良県が全国で唯一自衛隊の基地がない県ということになりましたが、どうしてこうなっているのかというのは、やはり軍事基地を奈良にはつukらないということで、長年の県民の闘いがあったということが大きいと思います。1953年には、奈良市の高畑に旧練兵場、駐屯地があつて、朝鮮戦争から帰還した海兵隊のヘリコプターの騒音問題などがあつて、地域の学校や住民の皆さんが協力して、基地は要らないという運動をされましたし、高畑の陸軍の跡地などに自衛隊の駐屯地を要請されたときにも、やはり奈良は平和の県だと、国際、平和、観光の都市だということで駐屯地のない奈良県をという大きな運動が起こって今日の状態があるということで、私たちはその平和の思いというものを受け継いでいかななくてはならないと思っております。そのことをご紹介しておきたいと思います。

それからもう1点、お聞きしたいと思うのですが、この補正予算に出されております奈良県の観光誘客キャンペーンのことですが、この新たなキャンペーンで新たなイベントを開催されると聞いているのですが、さまざまなものを含めて総額の予算が2億円になっていますが、大変高額であると思うのですが、その理由として、奈良県内の1月、2月の宿泊客数が非常に少ないことを上げておられます。確かに数字で見れば、1月、2月、宿泊の数は少ないのですけれども、ただ、経年的に見て平成23年から平成26年、他の月と比べて伸び率という点では、別にそこだけが劣っていると私には思えないのですが、これまで努力して、宿泊数が伸びてきていることについて、どういうことがよかったのか、どういう教訓があるのかということで分析、検討されたのだと思うのですが、それはどういう中身であったのかを1点お聞きしたいと思います。それを生かすことで今回のこういうイベントを計画されたのかと思うのですが、そのあたりどうなのかを聞いておきたいと思っています。

○林観光プロモーション課長 今までの観光キャンペーンというか、誘客の取り組みについてということと思うのですが。首都圏を中心に観光キャンペーンを実施して、冬と夏が奈良県の場合、どうしてもオフ期でございますので、うまし奈良めぐりということでオフ期の対策を今までやってきたところでございます。

ただ、夏は大分改善されてきたのですが、冬につきましては、まだ少し、ほかの期に比べて十分伸びていないと。特に宿泊については伸びていないところがあって、今回、冬のキャッシュバックキャンペーンを地方創生の予算を使って行うものですから、そこにあわせて奈良の魅力を訴えかけていって、キャッシュバックでディスカウントをしてお客様が来ただけではなくて、リピートにつながるように冬の奈良の魅力をより一層印象づけることで今回の事業を考えているところです。以上です。

○山村副委員長 確かに冬の宿泊の実数は少ないのですが、伸び率ということでみたら他の月とそんなに遜色があるようには思えなく、全体として伸ばしてきているのではないかと私は思っているのですが。それと、今回出されているメインのイベントが平城宮跡で大立山まつりというものの、仮称ですけども、そういうものを計画されているということなのですが、ここで奈良県内市町村の伝統的なお祭りや催事を見てもらうという取り組みもなさるといことで、伝統あることを全国の方に知って、見ていただいたりすることで、非常にいいことだと思いますし、地元の方もそれで勇気づけられたり、支援が国からあればさらにお祭りを続けていくこともできるということ、非常にいいことではないかと思っているのですが。ただ、メインのイベントになる大立山というのが、あまり奈良とゆかりがあるというのか、今までにない新たなものですので、それが悪いというわけではないのですが、そういうイベントに頼るやり方でお客をふやすことができるのかなど。やはり宿泊をふやすということにはイベントだけではなくて、さまざまな観点でのアプローチが非常に大事ではないかと思えます。そういう意味で2億円かけてこの一大イベントをやるという考え方が私自身はしっくりと来ない思いがあるので、お聞きしたわけなのですから、その辺どうなのかなと思います。

その大立山という発想なのですから、これは奈良県民のどなたかがこういうことをやったらどうかということで意見を募集して出てきた提案なのか、どういう形で考えてこられたのかもあわせて教えていただきたいと思えます。

○林観光プロモーション課長 今回、2億円という予算ですけども、冬のちょうどこの時期、山焼き、瑠璃絵、節分も含めていろいろなイベントがございます。こういったものをプラス市町村の奈良県内の行催事、その時期に限らず年間を通していろいろなものが各地でありますよということを掘り起こしてPRをしていきたいというのも一つの大きな柱でございます。なぜ立山ということですが、ちょうど夏の祭りで、立山というものを地域でつくって厄を払うというふうな風習がそこかしこにございまして。今年年の初めに無病

息災を願うということでございまして、その立山から発想して、立山を集約したようなものを平城宮跡でつくって1年の無事を願うという発想でもって立山を今回持ち出しました。以上でございます。

○山村副委員長 その発想をされたのは、奈良県民から何か募集して出てきたというわけではなくて、県の皆さんがお考えになったということなのですね。わかりました。

いずれにしても、宿泊の観光をふやすことについてはいろいろ努力をなさっていますし、もっと多面的な形で考えてほしいということだけを、今回申し上げておきたいと思います。

○粒谷委員長 これをもちまして質疑を終わります。

次に、議会閉会中の審査事件に係る委員長報告につきましては、正副委員長にご一任願えますか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

それでは、そのようにさせていただきます。

これをもちまして本日の委員会を終わります。